

医療法抜粋

第一四条の二 病院又は診療所の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該病院又は診療所に関し次に掲げる事項を当該病院又は診療所内に見やすいように掲示しなければならない。

- 一 管理者の氏名
- 二 診療に従事する医師又は歯科医師の氏名
- 三 医師又は歯科医師の診療日及び診療時間

医療法施行規則抜粋

第九条の三 病院又は診療所の管理者は、法第一四条の二第一項第一号から第三号までに掲げる事項を、当該病院又は診療所の入口、受付又は待合所の付近の見やすい場所に掲示しなければならない。

管理者の氏名	
医師の氏名	
診療日	毎週 月曜日 から 金曜日まで
診療時間	午前 9時 ～ 12時30分
	午後 2時 ～ 6時
	*木曜日は9時 ～ 12時30分
	休診日 日、祝、祭日